

北本都市計画生産緑地地区の変更（北本市決定）

- 1 都市計画生産緑地地区中第14号、第85号及び第93号生産緑地地区を次のように変更する。
- 2 都市計画生産緑地地区中第20号、第69号、第71号及び第118-1号生産緑地地区を廃止する。

名 称	面 積	備 考
第14号生産緑地地区	約0.15ha	
第85号生産緑地地区	約0.06ha	
第93号生産緑地地区	約0.05ha	

〔位置及び区域は計画図表示のとおり〕

理由

生産緑地法第14条の規定に基づく行為制限の解除により、
都市計画生産緑地地区を本案のとおり変更するものである。